

テールゲートリフター特別教育

受講予約受付中です！

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

令和6年2月1日以降は、以下のカリキュラムによる特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業をおこなうことができなくなります。

労働安全衛生規則等の一部改正内容

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用した荷を積み卸す作業において、労働者がテールゲートリフターの機能や危険性を十分に認識していないことにより、テールゲートリフター使用時の労働災害が発生していることから、荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となります。



✓ 開催日程

10月 10日(火)・31日(火)
11月 10日(金)・29日(水)
12月 8日(金)・22日(金)
1月 12日(金)・26日(金)
2月 9日(金)・22日(木)
3月 1日(金)・15日(金)・25日(月)

✓ 受講料

¥16,000 (教本代・税込)

◆ 出張講習もご相談ください！

※開催条件：15名以上の受講者がいること。

その他、出張講習についての詳細はお電話にてお問い合わせください。

株式会社PCT 愛知教習所

〒444-0232

愛知県岡崎市合歓木町字屋下1-1

☎ 0564-57-7123

🖨 0564-57-6300

最新情報はこちらから

